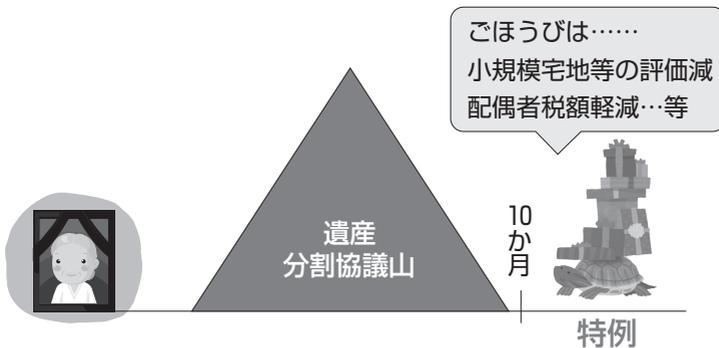


## 1 遺言書は節税対策にもなる

遺言書は相続トラブルの予防対策であって相続税の節税対策には効果がないと誤解されている人が、少なくありません。相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内です。

相続税の節税対策でよく知られている「小規模宅地等の評価減」や「配偶者税額軽減」等の特例（私は「ごほうび」と呼んでいます）を適用するためにはこの申告期限を守ることが大原則です。また、それには遺産分割協議という「山」を乗り越える必要があります。

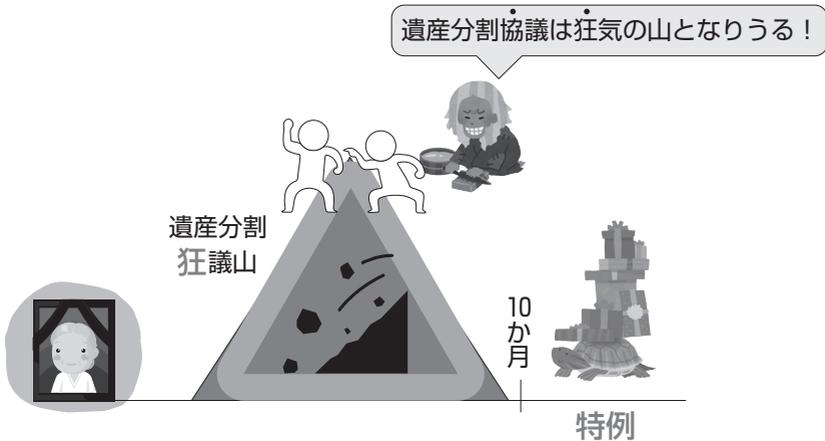
【図表1】 相続税の申告は10か月。達成するとごほうびも



もちろん何の問題もなくこの山を乗り越えられることもあります。しかし、この山を油断してはなりません。遺産分割の話し合いは相続人同士の欲と欲がぶつかりやすく一筋縄ではいかないものだからです。

一見、何の変哲もなく見えていた山が、「遺産分割狂議山」という大変険しい山に変わってしまうことはザラにあります。この山を10か月以内に無事に乗り越えられる保証なんてどこにもありません。

## 【図表 2】 遺産分割協議は、修羅場になる！？



でも安心してください。実は、この危険な山を登らなくても済むような平坦な道があります。それが遺言書です。

そして、遺言書によってこの平坦な道を通るためには1つだけ条件があります。遺言書によって誰が何を相続するかを、あらかじめ決められているようにすることです。このことによって、期限内に乗り越えられるかどうかかわからない遺産分割協議山に、そもそも登る必要がなくなるのです。

無事、期限内に申告することができると、「小規模宅地等の評価減」や「配偶者税額軽減」等の特例も適用できます。遺言書で相続トラブルを予

防したからこそ「ごほうび」がもらえ、節税対策が実を結ぶわけです。

もうおわかりですね。特例を適用できるよう、きちんとした内容の遺言書を書いてください。

たとえば配偶者が受けられる相続税の税額軽減の特例を目一杯使いたいのであれば、少ししか配偶者が相続できない内容の遺言書では意味がありません。

また、同居の長男に自宅を遺すことで小規模宅地の評価減を適用したいのであれば、適用しない二男に自宅を遺すという内容の遺言書を書くのは避けましょう。